

報告第38号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年9月4日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年3月29日午前3時頃、軽貨物自動車が市道城南中央線を走行中、左前輪が道路の陥没にはまり、当該軽貨物自動車のタイヤ及び車軸並びに車内に置いていた携帯電話を損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市野田
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	220,431円
相手方から市へ	0円

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年9月9日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年5月16日午前10時20分頃、桑名市大字島田地内から公用車を発進したところ、ブロック塀と公用車が接触し、ブロック塀と公用車の左リアドア下部及びサイドシルを損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市大字島田
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	84,590円
相手方から市へ	0円

報告第40号

議決事件に該当しない契約について

桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第三期）に関する協定その1を、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成24年桑名市条例第20号）第2条第1項の規定により報告する。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第三期）その1 |
| 2 | 協定金額 | 1,983,000,000円 |
| 3 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 黒田 憲司 |
| 4 | 協定締結日 | 令和6年8月16日 |

報告第41号

議決事件に該当しない契約について

桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第三期）に関する協定その2を、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成24年桑名市条例第20号）第2条第1項の規定により報告する。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第三期）その2 |
| 2 | 協定金額 | 1,037,000,000円 |
| 3 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 黒田 憲司 |
| 4 | 協定締結日 | 令和6年8月16日 |

報告第42号

議決事件に該当しない契約の変更について

令和4年6月8日報告第20号議決事件に該当しない契約について（桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第二期）に関する協定その5）について、次のとおり変更協定を締結したので、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成24年桑名市条例第20号）第2条第1項の規定により報告する。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第二期）その5 |
| 2 | 協定金額 | 変更前 516,900,000円
変更後 489,180,000円 |
| 3 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 黒田 憲司 |
| 4 | 協定締結日 | 原協定 令和4年4月25日
変更協定 令和6年9月20日 |